

宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の概要

前文

私たちは、これまで温暖な気候や豊かな自然に育まれ、人情味あふれる県民性のもと、お互いに信頼し、助け合う地域社会を築いてきた。

こうして築き上げた地域社会は、ふるさと宮崎のかけがえのない財産であり、私たちが自信と責任を持って後世に引き継ぐべきものである。

しかしながら、本県においても、都市化や核家族化などの社会環境の変化に伴い、地域の連帯感が希薄化する中で、様々な犯罪が発生してきており、日常生活における不安感が高まっている。

このような中で、安全に安心して暮らせる地域社会を再構築するためには、警察の活動に加え、私たち一人ひとりが自らの安全は自ら守るという強い意識を持って、地域の安全を守るために自主的な活動に積極的に取り組むとともに、地域の連帯感を高める様々な活動の活性化に努めていかなければならない。

ここに、私たちは、共に力を合わせて、県民はもとより本県を訪れる人にとっても心が安らぐ犯罪のない安全で安心なふるさと宮崎を実現することを決意し、この条例を制定する。

基本理念

安全で安心なまちづくりを進めるために3つの基本理念を定めています。

①自主防犯活動を活性化します。

例えば…

家の鍵かけ

②地域の連帯感を高める様々な活動を行います。

例えば…

地域での清掃活動

地域パトロール

地域での避難訓練

③県、市町村、県民等が連携し、協力します。

連携・協力

県民の責務

- 日常生活における自主防犯活動の実施
- 自治会等の活動及び県の施策への協力

事業者の責務

- 事業運営上における自主防犯活動の実施
- 自治会等の活動及び県の施策への協力

自治会等の責務

- 地域における自主防犯活動の実施及び県の施策への協力
- 地域の活動の活性化による連帯感の高揚

県の責務

- 安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策の策定及び推進

県と市町村との協力

- 安全で安心なまちづくりに関する施策の推進に当たっての連携及び協力

基本方針

県において、安全で安心なまちづくりの推進方策を示した基本方針を策定します。

県民会議

行政、県民、事業者、自治会等のみなさんで県民会議をつくり、安全で安心なまちづくりを県民運動的に展開していきます。